



鶇の真似する鳥説話：『古今著聞集』の文覚説話

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 旅田, 孟 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002576

鶉の真似する烏説話―『古今著聞集』の文覚説話―

旅田 孟

はじめに

仁和寺周辺の人と書物のネットワーク「仁和寺文化圏」は『古今著聞集』の成立に大きく関与している。『著聞集』には仁和寺、中でも守覚法親王に関する説話の多いことから、土谷恵氏は、守覚法親王周辺が『著聞集』の有力な取材源だったのではないかとの見解を示した。⁽¹⁾その後、櫻井利佳氏は、口承のみでなく書承面でも仁和寺文化圏と『著聞集』との関係は注目されると指摘している。⁽²⁾『著聞集』の成立基盤の一つとして、仁和寺文化圏は無視できない。

本稿では、この仁和寺文化圏に取材したと見做されている説話のうち、文覚関連説話について考えてみる。『著聞集』には文覚の登場する説話が三つ（巻二釈教篇六十四話・巻十六興言利口篇五二〇話・巻二十魚虫禽獸篇六九七話）あり、これまでのと

ころ、いずれも仁和寺文化圏に取材したものと考えられている。⁽³⁾六十四話・五二〇話については先行研究の見方に異論はない。ここで問題としたいのは六九七話である。

一、鶉の真似する烏

『著聞集』巻二十魚虫禽獸篇六九七話の内容は以下の通りである。⁽⁴⁾

文学上人、高雄興隆の比、見まはりけるに、清滝川のかみに大きな猿両三匹ありけるが、一つの猿、岩のうへにあふのき伏してうごかず。いま二匹は、たち退きてゐたりけり。上人、あやしみ思ひて、かくれて見ければ、烏一両とびきて、この寝たる猿のかたはらにゐたり。しばしばかりありて、猿の足をつつきけり。猿なほはたらかず、死にたるやうにてあ

れば、烏しだいにつつきて、うへにのほりて目をくじらむとしけるとき、猿、烏の足をとりておきあがりにつけり。その時のこりの猿二匹いできて、ながき葛を持ちて烏の足につけてけり。烏飛びさらんとすれども、かなはず。さてやがて河におりて、烏をば水になげ入れて、葛のさきをとりて一匹はあり。いま二匹は河上より魚をかりけり。人の鵜のつかひけるを見て、魚をとらせんとしけるにや。烏を鵜につかふためし、はかなけれど、心ばせふしぎにぞ思ひよりたりける。烏は水になげ入れられたれども、その益なくて死ににければ、猿どもはうちすてて山へいにけり。「不思議なりし事まのあたり見たりし」とて、かの上人語りけるなり。

動物の生態上ありえず、もとより文覚の実見譚のはずはない。いつかの時点で創作された説話と見てよからう。しかし、このような動物説話をあえて創作する理由が説明できないし、視点人物として「文覚」が設定され、「高雄興隆の比」という時期設定のなされていることも不審である。動物の不思議を語るためだけの説話であるなら、付加する情報として不要でしかない。当該文覚説話はただの動物説話ではないと見るべきであろう。にもかかわらず、文覚が実際に見た動物の奇譚と理解されているのが現状である。⁽⁵⁾改めて、説話理解を見直さねばなるまい。

当該文覚説話を理解する上で、注意すべきは「鵜の真似する烏」という成句の存在である。例えば『十訓抄』巻七「可レ專ニ思慮」事小序には、

おのづから、また無能、不忠のものも、よき例もあれども、それは前生の宿業あつきにこたへて、あるやうこそはあるらめ、うちまかせたるならひとたのまむこと、鵜のまねする烏に似たり。株を守る愚夫に異ならず。

と見える。⁽⁶⁾色が黒く、見た目は鵜と似ていながらも、泳ぐことの出来ない烏が鵜のように魚を捕ろうとすれば溺れる。そういった、分をわきまえない愚かな振る舞いを諷める成句が「鵜の真似する烏」である。同時代の用例としては、北条重時の家訓書『極楽寺殿御消息』のものがある。

みだれあそばん時、おとなしき人の、いさみほこればとて、ともにくるはん事は能々心得べし。うのまねするからすのやうなる事にてやあらんずらん。⁽⁷⁾

鎌倉期以降も『三国伝記』巻四第二十七話「南京永超僧都ノ事」などに用例が確認できる。和歌に詠まれることもあり、『夫木和歌抄』には「大井川かはあくひにき居るやま烏うのまねすともうをばとらじな」（巻二十・鳥・権僧正公朝）との詠が載る。中世において喧伝した成句であったようである。近世の辞書類に「鵜

の真似をする鳥」がしばしば立項されているのも、それを示しているよう⁽⁸⁾。ここで注目されるのは、谷川士清の『和訓栞』である。同書は、「鶉の真似する鳥」の説明において次の説話を載せる。

山中にて猿ども漁人の鶉を放て魚を捕ふるを視て、鶉を捕へ、藤蘿をもて縛して水に投ずる者。数次後に倦て棄去るといへり。⁽⁹⁾

『著聞集』は元禄三年（一六九〇）に京都と江戸、明和七年（一七七〇）に大坂で出版され、『古今犬著聞集』や『続著聞集』といった影響作が登場する程に流布する。その中で、当該文覚説話は『著聞集』から独立し、「文覚」や「高雄興隆の比」といった情報を失くし、純然たる動物説話として掲げられるに至ったのである。まさに「文覚」「高雄興隆の比」は動物説話には不要な情報と述べたが、ここではまさに、その情報が刈り込まれているのである。このことは、『著聞集』の当該文覚説話が単なる動物説話ではなかったことを示唆しよう。

ところで、「鶉の真似する鳥」はいつ頃から使用されるようになったのか。井沢長秀が『本朝俚諺』において「出所未考」と言うよう、その由来は詳らかではない。あるいは、パーリ仏典小部・ジャータカ・ナナムダルハ品の「ギーラカ鳥本生物語」に基づく成句なのかもしれない。あまり知られた説話ではないので、南伝

大藏經の訳文を参考とし、内容を要約して示しておく。

その昔、波羅奈で梵王が国を治めていた頃、飢餓を逃れるため、サギッタカ（後の提婆達多）という鳥とその妻は雪山地方の湖の近くに移り住んだ。ある時、サギッタカが食物を探していると、水鳥のギーラカ（後の釈迦）が湖に潜って魚を捕っているのを見た。その後、サギッタカはギーラカに仕え、ギーラカの捕った魚の分け前をもらい、自分と妻の糧としていた。しばらくすると、サギッタカは慢心を起し、ギーラカに向かって次のように言った。「私はあなたと姿形にほとんど違いがない。もう魚は自分で捕る」と。ギーラカは「お前は水中で魚を捕るために生まれた鳥ではない。そんなことをすれば死んでしまう」と諭す。それを聞き容れず湖に飛び込んだサギッタカは、溺れ死んでしまった。

この説話が漢訳され、日本に伝わっていたとしても不思議ではない。しかし、管見の限り、唐土ならびに日本の典籍に確認できない説話である。少なくとも、日本において広く知られた説話とは言えない。しかし、鳥の習性の違いを骨子とする説話が、釈迦と提婆達多の賢愚を比喩的に対比して示すために利用されている点は、当該文覚説話の理解に資するものがあると考ええる。「ギーラカ鳥本生物語」と同じく当該文覚説話においても、鶉と鳥とが、

ある人物とある人物の賢愚の対比として比喩的に用いられていると見ることが出来るのではなからうか。

ともかく、成句「鶉の真似する鳥」は、用例が鎌倉期以降のものしか認められないこと、漢籍にも出ないことから、十三世紀の日本で独自に生まれたものであつたらしいことが分かる。まさに橘成季の時代に使われるようになった成句なのである。新潮日本古典集成の頭注では、この成句の存在が指摘されてはいるものの、説話理解に及ぶ解釈は示されない。もともと、『著聞集』では「鳥が鶉の真似をしている」のではなく、「猿が鳥を使って鶉の真似をさせている」のである。成句と一致しないため、俄には当該文覚説話と「鶉の真似する鳥」とは結びつけられないとの判断なのであろうか。⁽¹¹⁾しかし、次に掲げる『愚管抄』巻七の例を勘案すると、当該文覚説話と「鶉の真似をする鳥」とは無縁と言ひ難いように思う。

事ノ詮ニハ、人ノ一切智具足シテマコトノ賢人・聖人ハカナ
ウマジ、スコシモ分クニ主トナラン人ハ、国王ヨリハジメ
マイラセテ、人ノヨシアシラミシリテメシツカイヲハシマス
御心一ツガ、ヤスカルベキ事ノ詮ニナル事ニテ侍ナリ。ソレ
ガワザトスルヤウニ、何事ニモ、サナガラカラスラウニツカ
ハル、コトニテ侍メレバ、ツヤクトヨノウセ侍リヌルゾト

ヨ。又道リト云物ハヤスクト侍ゾカシ。⁽¹²⁾

「鳥が鶉の真似をしている」のではなく、「鳥を使って鶉の真似をさせている」点で、当該文覚説話との一致が認められる。為政者の政治運用能力があまり褒められたものではなく、適材適所の人材運営が行われずに分不相応な者が要職に付けられていることを批判する際には、「鳥を使って鶉の真似をさせている」とする方が比喩として適当である。ゆえに、『愚管抄』のような用例が存するのであろう。つまり、王法批判の文脈では「鶉の真似する鳥」が変則的に使用される場合がありえたのである。

ここで『著聞集』の当該文覚説話を、「鳥を使って鶉の真似をさせている」ような愚かな人材運営を行う王法を批判する一種の寓話だったと考えてみたい。少なくとも、そのように見ることので、当該文覚説話が創作された理由に関しては説明可能となる。

2、宗全と上覚

創作された理由は、誰が何について批判を行っているかを考えることで自ずと明らかになる。ここにおいて、動物説話としては不要な情報である「文覚」「高雄興隆の比」が重要になってくる。視点人物として文覚が設定されているからには、批判者が文覚あ

るいは文覚派の人物であることは容易に想定できる。「高雄興隆の比」という時期設定、目撃場所は神護寺ほど近くの清滝川という舞台設定からすれば、批判の対象となつてゐる事柄は神護寺と関連することであらうとも推定できる。以上の条件を満たすものとして考えられるのは、後鳥羽院政期に始まり、それ以降も続く神護寺経営問題であらう。すでに周知の史実ではあるが、経緯を粗々確認しておく。¹³⁾

文覚は後鳥羽院政下の建久十年（一一九九）三月十九日に佐渡国へ流罪となる。流罪の理由は同時代資料に明記されないが、源通親の策謀と見てよからう。かつて後白河院や頼朝の權威を笠にきて威勢をはこつていた文覚を、両者の亡き後、政治システムに閑与できない末端へと追いやるうとしたのである。

その後、文覚は、建仁二年（一二〇二）十二月二十五日に宣旨が下され、京へと召返される。帰京した文覚が直面したのは、激変した神護寺の現状であつた。神護寺領八庄は後鳥羽院によつて取り上げられ、院の乳母の卿典侍兼子や近臣たちに分与されてゐた。そればかりでなく、空席となつてゐた神護寺別当職に、院は東寺一長者である延杲を付してゐた。すなわち、文覚の權益の一切が、後鳥羽院により横奪されてゐたのである。以後復権は叶わないまま、文覚は没した。

延杲は建永元年（一二〇六）に没する。神護寺別当職は、仁和寺僧の宗全が後任として付された。宗全は後高倉院の妃である北白河院陳子の甥にあたる。北白河院が人事に介入したことにより、別当職につくことになつたのである。

神護寺経営問題は、その発端である後鳥羽院が失脚した後も継続し、激化の途をたどつていく。横奪されてゐた所領は、後高倉院によつて、文覚の右腕とも言へべき上覚へと返還されたものの、神護寺領八庄のうち、西津・福井・足守・河上・埴田の五庄に留まつた。別当職にも依然として宗全がついてゐた。後高倉院は文覚の後継者たる上覚に配慮を見せ、神護寺経営への参画を許したが、結局、宗全を寺営の中核的地位から動かすことはしなかつたのである。北白河院の意志によるものであらう。

それを上覚は容認しない。上覚の書簡には、文覚の意志を全く受け継がない者によつて経営される神護寺の現状は不当であると批判し、寺だけでなく世情も荒廢していると主張するものが散見する。¹⁴⁾ 上覚は文覚と同じく、神護寺は鎮護国家の道場として王法を支えるものであり、その神護寺が衰亡すれば王法も衰亡するとのイデオロギーを奉持してゐた。上覚が世情にも言及してゐるのはそのためである。

上覚の言葉を、宗全が聞き容れることはなかつた。上覚と宗全

とは完全に訣別し、神護寺内は上覚派と宗全派に分裂してしまふのである。この、神護寺復興後の危機的状況を背景として、上覚派が語り始めたのが当該文覚説話とは考えられないだろうか。

上覚は、宗全主導の経営体制を批判する中で、「文覚の意志」が無視されていることに言及している。例えば「神護寺文書」五十九には次のような文言が見える。

左大臣阿闍梨御房御事、虚言つくりいだして女院にもまかせまいらせん事は、僧都御房御信用の候はんずる過にてこそは候はんずらめ。故上人御房の御大願の意趣に相違し候者、寺破滅し候とても、いかゞはし候はん。

同文書七十八にも「当寺別当宗全有様、不存大師御加護、又忘故上人本願」とある。上覚および上覚派にとって神護寺の理想的姿とは、文覚の管理下にあったころの状態なのである。当該文覚説話において、視点人物として文覚が設定されている理由は、そこにある。文覚が絶対的に正当である以上、その文覚から見て鳥を使つて鶉の真似をするような愚かな人材運営は、絶対的に愚かな振る舞いとなる。文覚の視点を通して神護寺の現状を見ることで、自派の正当性を主張する上で必要かつ有効だとされたのではなからうか。

また「高雄興隆の比」という時期設定にも意味を認められる。

文覚の持つ権益を横奪し、神護寺経営に介入した後鳥羽院は、承久の乱、そしてその結果としての三上皇の流罪という、かつてない王法の危機を招来した。鳥を使つて鶉のまねをさせるような人材運営を行った結果、神護寺は荒廃し、さらに王法にまでも衰亡の危機を招いたのである。まさに、後鳥羽院政のたどった顛末は、文覚から上覚派に継承されるイデオロギーの正当性の例証となるものであった。それを暗示するような出来事を既に「高雄興隆の比」に目撃していたと設定することで、当該文覚説話は予言的な内容となる。文覚が王法の危機の予兆を知覚していたと語ることによつて、文覚の正当性はより一層強調されよう。文覚の理念が正しいからこそ予言は実現し、仏法の危機を招来した後鳥羽院は王法の危機をも招いたのである。このように、動物説話としては不要な「文覚」「高雄興隆の比」という情報の背景には、文覚の抱く理念の正当性を主張するためという目的が看取されるのである。

言うまでもなく、予言的説話は予言内容が実現した後の時代になつて語られるものである。換言すれば、予言的説話は歴史的事実に基づいて創作されるのである。従つて当該文覚説話が創作されたのは、後鳥羽院失脚後、宗全が神護寺別当職についていた頃と推定できる。そのような時期に文覚の正当性を主張する説話を

語る意味は明らかであろう。このまま宗全主導の不当な経営が継続されるようであるなら、かつての後鳥羽院政期のように王法は再び危機を迎えるであろうと、あてこすりを行っているのである。

以上、当該文覚説話は動物説話などではなく、神護寺経営問題についての一種の寓話と見るべきだと考える。鵜とは文覚の意志を受け継ぐ上覚派の人物であり、鳥とは宗全派の人物を指す。そして三匹の猿は、自己の持つ権力によって縁者である宗全を無理矢理に別当職に任命させた北白河院と、北白河院への配慮から別当職の異動を行わなかった後高倉院、そして神護寺の権益の一部を不当に保持していた卿典侍兼子たちのことであろう。とはいえず、このように猿三匹それぞれに具体的人名を当てはめることも可能ではあるが、それほどこだわる必要はないかもしれない。もちろん数字に意味がないとは言わないが、この場合は、北白河院を筆頭とする、神護寺の人事に介入して不当な人材運営を行っていた者たちが猿であるという認識で事足りるものと考えている。

3、仁和寺文化圏との関わり

このように理解することで、先行研究の問題点も解消される。冒頭でも述べた通り、先行研究は一致して、当該文覚説話の取材

源を仁和寺文化圏と見る。しかし、説話理解に基づいてのことではない。他の文覚関連説話（六十四話・五二〇話）が仁和寺に關わる話であることからの類推に過ぎない。当該文覚説話と仁和寺との関わりは直接窺われずとして済まされているのである。しかし説話の背景を探っていくと、仁和寺と無縁の話ではないことが分かる。

神護寺経営をめぐって上覚派と宗全派とが対立する中で、上覚は状況改善のため、成就院僧都寛済を通じて、時の仁和寺御室道助法親王に助力を願い出る。神護寺経営問題は神護寺内に留まらず、仁和寺をも巻き込んでいくのである。宗全は仁和寺の僧侶であるため、その宗全の人事に関して御室を頼るのは不思議ではない。だが、上覚が御室を頼った理由はそのみではあるまい。山田昭全氏の指摘する通り、上覚と仁和寺との個人的な縁にもよるのである。¹⁵⁾

上覚が仁和寺の法脈に連なっていることは、血脈類から確認できる。¹⁶⁾ また、仁和寺の和歌圏に属する顕昭と交流もっていることから、仁和寺との縁を見ることが出来る。山田氏はさらに進めて、かつて上覚は稚児として仁和寺に止宿していたのではないかと推定する。『和歌色葉』から看取されるような上覚の和歌的素養は、仁和寺の和歌圏において醸成されたのではないかとの

ことである。そこまで言えるかどうかは措くとしても、上覚が仁和寺と縁のあったことは確かである。

当該文覚説話が、現状の神護寺経営体制が不当であることを仁和寺御室へと嘆願する動きと共に、仁和寺へともたらされるというのには十分に想定され得る。また、仁和寺文化圏に属する顕昭などと同覚との交流を通じて、伝承されることもあり得よう。さらに宗全は仁和寺僧であるので、その宗全の経営体制を批判するような説話が仁和寺へと伝わるというのも当然ながら起こりうる。そういった、上覚・神護寺・宗全・仁和寺をとりまく状況を考慮すれば、当該文覚説話が仁和寺へと伝承されていたとして、なんら不自然ではないのである。

先行研究では類推に留まっていたが、説話理解からも、当該文覚説話は仁和寺文化圏を取材源とするものと判断できるのである。結果的に、当該文覚説話の取材源を仁和寺文化圏と捉える従来の見方は、見通しとして正しかったのである。本稿で試みた、説話理解を通して当該文覚説話は仁和寺を経路として成季へと結びつけられるとの私見は、従来の見方をより一層確かなものにするのではないかと考える。

4、延慶本『平家物語』の本文形成背景

最後に、当該文覚説話を足掛かりとして、『著聞集』と延慶本『平家物語』との関係について触れておく。当該文覚説話が神護寺経営問題について批判的に語る説話であるなら、延慶本『平家物語』六末「文学被流罪事 付文学死去事・隠岐院事」と近い関係にあることになる。文覚怨霊譚について内容を確認しておく、大略次の通りである。

文覚は後鳥羽院政に批判的で、院を退け、守貞親王を擁立せんと画策していた。ところがその企みが露見し、佐渡国へ流罪となる。後に召し返されたものの、神護寺の所領は後鳥羽院によって横奪されていた。憤慨した文覚は後鳥羽院に対して悪口を吐き、今度は隠岐国へ流罪となる。そして、流罪先で憤死する。没時の遺言に従い、二人の弟子は文覚の首を京へと持ち帰り、都を一望できる高雄に墓を建てた。

それから十一年後、明恵の元に文覚の怨霊が出現する。文覚が言うには、「自分と神護寺に対して非道を働いた後鳥羽院を失脚させるべく、謀叛を起こそうと思っている。しかし、廻文を書くための紙がない」とのことであった。明恵は文覚の墓で紙を焼き上げ、冥界へと届ける。しばらくの後、再び

文覚の怨霊が出現する。文覚は「謀叛を起こす手筈は整った。おそらく公家からは「公家安穩、関東損亡」を祈れと言われるであろうが、逆に「関東安穩、公家損亡」と祈ってはくれまいか。もし随わないなら、障碍神となろうぞ」と告げ、去っていった。後鳥羽院の謀反は文覚の怨霊のしわざなのである。

この説話は伝本間で諸々の異同が認められる。弓削繁氏は諸本の比較から、流罪先を隠岐とし、明恵のもとに文覚の怨霊が出現したとする延慶本文が古態を留めていることを明らかにしている⁽¹⁷⁾。また、説話形成の場についても論じている。すなわち、明恵の『夢記』に通じる所のあること、仏法王法相即思想に基づいて後鳥羽院政を批判的に捉えていることの両点から、高山寺を含めた神護寺の文化圏で形成されたものであろうとする。なお、弓削氏に先立ち、広瀬和江氏も、延慶本の文覚怨霊説話は神護寺圏で成ったのであろうと述べている⁽¹⁸⁾。それ以後も、表現の点からも明恵周辺が形成に関与していると推定できるとの横井孝氏の指摘があるし、樋口州男氏は、神護寺内でも上覚が形成に関与した可能性が極めて高いとの見解を示している⁽²⁰⁾。このように、神護寺圏での形成とする点で諸氏一致している。中でも樋口氏は、文覚怨霊説話について次のように述べており、注目される。

上覚は、神護寺領没収に深い怨念を抱きながら配流先で没

し、また生前から怨霊化するにふさわしい言動の多かった文覚の怨霊をさし招き、彼の意志に敵対するもの・障害となるものが減び去っていく、もつとも好い例として後鳥羽院を登場させ—史実の対馬から隠岐へと—いう文覚配流先の虚構もそのためである—、現実における自身の敵対者（神護寺別当宗全、高野山住僧など）とオーバードラップさせることによって、危機を乗り切ろうとしたのである。

もし、文覚怨霊説話が以上の如き状況の中で形成されたものであるとするならば、より一層、『著聞集』の当該文覚説話との近似的性が見えてこよう。どちらも、後高倉院期に、神護寺で、上覚および上覚派によって成った、現状としての神護寺経営体制を批判するための説話だったのである。文覚怨霊説話の形成にどこまで上覚の関与を見てよいかの判断は留保せざるをえないものの、話柄からして、諸氏の見るよう、後鳥羽院政を批判的に捉える文覚の門徒によって承久の乱後に形成された説話であることは疑いない。当該文覚説話を通して、『著聞集』と延慶本『平家物語』の背後に広がる文化的世界の一端が共有されていたことが窺えよう。『著聞集』は、延慶本の世界を知る上での一助となりえるのである。

まとめ

成季が当該文覚説話をどう捉えていたかは判然としない。収載されている巻二十魚虫禽獸篇は雑多な内容であり、話柄に関わらず動物の出る話を収めているようである。従って、魚虫禽獸篇に配しているから成季は動物説話と捉えていたとは決定できない。『著聞集』からは成季の説話理解を窺えないが、成季周辺の世界を考えれば、神護寺経営問題にまつわる説話として受容していたと見るべきであろう。

冒頭でも述べたように、成季は仁和寺文化圏と交流を持っていた。神護寺経営問題は仁和寺にも関係することであるので、成季が事情を知っていたであろうことは容易に想像できる。また成季は、後鳥羽院近臣をはじめ、院周辺の人物との交流も持っていた。⁽²¹⁾ その縁で、他資料には見えないような後鳥羽院説話が『著聞集』には収載されているのである。後鳥羽院周辺とも交流があるのなら、その院が事の発端である神護寺経営問題について、全く聞きも及んでいないとは考え難かろう。神護寺経営問題について様々な情報や、それについての噂話などが、成季の周辺で交わされていたことは容易に想像される。

また、成句「鵜の真似する鳥」の存在も当然知っていたであろう

う。そもそも盛んに用いられる表現であるから『十訓抄』のような教訓書に使用されるのである。如上の成季をとりまく状況を考えた時、はたして当該文覚説話をただの動物説話と見て済ませたであろうか。

なお、『愚管抄』に「鵜の真似する鳥」の用例が出ると述べた。軽視できないのは、使用されている文脈である。『愚管抄』は後鳥羽院政を批判する中で「鵜の真似する鳥」を用いているのである。はたして、これが当該文覚説話とどう関わるのか、あるいは関係しないのか、これについては今後の課題とせざるをえない。ただ、成季の説話理解への影響については想定することができ。すなわち、成季は九条家に仕えており、そのため九条家周辺の人物に直接取材をしたり、蔵書を利用できる立場にあった。⁽²²⁾ 『愚管抄』は広く流布した資料ではないが、状況からすれば成季の披見は想定され得るのである。やはり、成季の周辺を探っていくと、当該文覚説話の背後の政治性に気付かなかったとは考えがたいのではなからうか。

【注】

(1) 土谷恵氏「中世初期の仁和寺御室―『古今著聞集』の説話を中心に―」(『日本歴史』四五一号／一九八五年十二月)。

- (2) 櫻井利佳氏「古今著聞集」巻二釈教篇についての一考察―九条家本諸寺縁起集の同文説話との関連性―（『日本文学文化』三〇号／二〇〇三年六月）。
- (3) 前掲（1）土谷氏論文。小泉恵子氏「古今著聞集」成立の周辺―徳大寺公継のサロンについて―（『日本歴史』四八二号／一九八八年七月）。野村卓美氏「明恵説話の変容―古今著聞集」の明恵説話を中心に―（『国語国文』六十一―一十一号／一九九二年十一月）。
- (4) 新潮日本古典集成『古今著聞集・下』（一九八六年／新潮社）に依る。
- (5) 例えば、本郷恵子氏「説話の舞台を歩く、古今著聞集」（二〇一〇年／山川出版社）には次のようにある。
- 深山幽谷のなかで、文覚がたまたま目にした光景だったのだろう：中略：人気のない山中で、息をひそめて猿の鵜飼をみている図は、ほほえましくも滑稽ではなからうか。
- 古くは山川均氏も、「鳥」（初出『改造』一九三五年十月号。後に大幅な加筆修正がなされ、随筆集『からす』（一九三五年／日本評論社）に収録）で、文覚の見聞譚と捉えている。
- (6) 新編日本古典文学全集『十訓抄』（一九九七年／小学館）に依る。
- (7) 東洋文庫『家訓集』（二〇〇一年／平凡社）に依る。
- (8) 「鵜の真似をする鳥大水を食らう」や「鳥を鵜に使う」など、立項のされ方は一定ではない。
- (9) 「和訓栞合本」（一八九八年／岐阜成美堂）に依り、濁点・句読点は私に付した。なお、『和訓栞』では「からす」の項目中で「鵜の真似する鳥」に言及している。
- (10) 「鵜」字は中国においてペリカンを指す。日本で言う鵜は「鷗鷺・鷗鷺」と書く。

鵜の真似する鳥説話―『古今著聞集』の文覚説話―

- (11) 保田與重郎氏「百鳥記」（『日本談義』一九五七年三月号から同年十一月号まで連載。『保田與重郎全集』二十六―一九八七年／講談社、所収）は、当該文覚説話を紹介する中で次のように述べる。
- 鵜のまねする鳥の例でなくて、これは鵜のまねさせられた鳥である。「鳥を鵜に使う如し」との諺がある。
- (12) 日本古典文学大系『愚管抄』（一九六七年／岩波書店）に依る。
- (13) なお、このことについては、山田昭全氏「文覚」（二〇一〇年／吉川弘文館）に詳しく、本稿も依るところ多い。
- (14) 「神護寺文書」五十九・七十八など。
- (15) 「上覚・千覚と仁和寺和歌園」（山田昭全著作集・五 文覚・上覚・明恵）二〇一四年／おうふう）。
- (16) 上覚の経歴については、山田昭全氏「神護寺聖人上覚房行慈考」（初出「高僧伝の研究」一九七三年／山喜房仏書林。『山田昭全著作集・五』所収）に詳しい。
- (17) 「延慶本平家物語第六末「文覚被流罪事」の周辺」（『岐阜大学国語国文学』二十一号／一九九三年四月）。
- (18) 「延慶本における文覚隠岐院呪詛説話について」（駒沢大学大学院論叢）六号／一九七八年二月）。
- (19) 「文覚と香煙―紙を焼き上げること―」（『延慶本平家物語考証』三一―一九九四年／新典社）。
- (20) 「中世の伝承と『平家物語』―僧文覚怨霊伝承の形成をめぐって―」（『文学』三三四号／二〇〇二年七月・八月）。
- (21) 拙稿「橘成季と後鳥羽院近臣―『古今著聞集』と『十訓抄』―」（『百舌鳥国文』二十七号／二〇一五年三月）。
- (22) 成季と九条家蔵書との関係については、前掲（2）櫻井利佳論文参照。

【付記】

本稿は平成二十七年年度説話文学会大会（於、二松學舎大学）での口頭発表をもとにまとめたものである。席上で賜った御意見・御指摘に、記して感謝申し上げます。

（たびた はじめ・本学大学院博士後期課程在学）